

家電リサイクル法対象 6 品目のリサイクルの方法

家電リサイクル法により、テレビ(液晶・プラズマ・ブラウン管)、冷蔵庫・冷凍庫(冷温庫)、洗濯機、衣類乾燥機、エアコンは、リサイクルが義務付けられており、リサイクル料金がかかります。

市の施設および荒尾リサイクルセンターでの引取りができませんので、廃棄する場合は下記の方法により処理してください。



廃棄方法

① 買い替えをする場合	買い替えするお店に、引取りを依頼する。
② 処分する場合	廃棄する家電を購入した販売店に、引取り依頼する。
③ 処分する場合 (個人で持ち込む場合)	<ol style="list-style-type: none"> 1 郵便局で家電リサイクル券を購入する。 2 廃棄する家電にリサイクル券を貼り付ける。 3 指定引取り場所へ運搬する。
※詳しくは(一財)家電製品協会 家電リサイクル券センターへお問い合わせください。	

※リサイクル料金は、各メーカーにより異なることがあります。
各メーカーまたは、(一財)家電製品協会家電リサイクル券センター
(TEL 0 1 2 0 - 3 1 9 6 4 0)
(<https://www.rkc.aeha.or.jp/>)
までお問い合わせください。

指定引取場所

会社名	住所	電話番号
白石自動車(有)	大牟田市新開町3-48	0944-52-3366
久留米運送(株)大牟田店	大牟田市四山町80-30	0944-57-2151
九州産交運輸(株)熊本センター	上益城郡益城町平田字深迫2526	096-388-2731
熊本新明産業(株)	熊本市南区南高江3丁目3番53号	096-357-1773

※持ち込まれる際は、事前にお電話でご確認ください。

※持ち込みが困難な場合は、市内の家電量販店にお問い合わせください。